

いちご
とちぎ創生 15 戦略評価会議設置要綱

(設置)

第 1 条 栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 15 戦略」(以下「15 戦略」という。)の推進に当たり、専門的見地から意見を聴取するため、とちぎ創生 15 戦略評価会議(以下「評価会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 県が行う 15 戦略の現状評価に関すること。
- (2) 15 戦略の推進に係る課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) 次期戦略の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 評価会議は、委員 15 名以内をもって組織する。

- 2 評価会議の委員は、産業界・市町や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・報道機関等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 評価会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、評価会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 評価会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。